　1001-00-03



一般社団法人日本原子力学会

枠組み編成ワーキンググループ運用細則

2022年11月29日　部会等運営委員会メール審議承認

（目的）

第１条　本細則は，部会等運営委員会規程（1001）第４条に基づき設置する枠組み編成ワーキンググループ（以下，「WG」という）の組織・運営について定めることを目的とする。

（任務）

第２条　WGは別途設置する「プログラム編成ワーキンググループ」に先立って，日本原子力学会「春の年会」および「秋の大会」の時間枠について検討，調整し，プログラム枠組みを編成する。

（組織）

第３条　WGは，別途定める「分類項目表」に則って，次にあげるメンバーをもって組織する。

（１）第I区分 　総論　1名

（２）第II区分 　放射線工学と加速器・ビーム科学および医学利用　1名

（３）第III区分 　核分裂工学　1名

（４）第IV区分 　原子力プラント技術　1名

（５）第V区分 　核燃料サイクルと材料　1名

（６）第VI区分 　核融合工学　1名

（７）第VII区分　保健物理と環境科学　1名

（８）第VIII区分　核不拡散・保障措置・核セキュリティ　1名

２　メンバーは部会等運営委員もしくはプログラム編成WGメンバーの中から選出する。

（任期）

第４条　第３条のメンバーの任期は1年とし，春の年会，秋の大会の計2回の枠組み編成を担当する。ただし，再任は妨げない。

２　前項のメンバーは，各回3～4名ずつ改選することが望ましい。

（委嘱）

第５条　第３条で選出したメンバーは，部会等運営委員会で決定し，部会等運営委員長が委嘱する。

（代理者）

第６条　第５条で決定したメンバーで，枠組み編成作業が不可能な場合は，代理者を立てることができる。

（枠組み編成作業）

第７条　枠組み編成作業に当たっては，別途定める「重複回避一覧」を参照し，関連の深い分野同士が極力重複しないように注意する。

２　枠組み編成結果については，プログラム編成ワーキンググループへ申し送る。

３　枠組み編成作業では，個々の研究発表ならびにプログラム編成には対応しない。明らかに区分違いと思われる研究発表があった場合は，プログラム編成ワーキンググループへその旨申し送る。

（改定）

第８条　本細則の改定は，部会等運営委員会で決定し，理事会に報告するものとする。

附則

１　平成22年5月21日　 第3回部会等運営委員会制定，同日施行

２　改定履歴

1. 平成26年8月8日　第1回部会等運営委員会承認　平成26年9月26日　第3回理事会報告
2. 内規を細則に変更　平成28年6月8日　第3回部会等運営委員会承認，平成28年6月17日　第1回理事会報告
3. 2018年9月18日　第1回部会等運営委員会承認　2018年9月27日　第3回理事会報告
4. 2022年11月29日　部会等運営委員会メール審議承認　2023年1月31日　第6回理事会報告

附則

１　平成26年8月8日改定の内規は，理事会報告の日から施行する。

２　平成28年6月8日改定の細則は，部会等運営委員会承認の日から施行する。

３　2018年9月18日改定の細則は，部会等運営委員会承認の日から施行する。

４　2022年11月29日改定の細則は，部会等運営委員会承認の日から施行する。